

【情報提供】 健康増進法に基づく報告書の提出について

中部保健所健康推進班

特定給食施設・給食施設とは？

1日あたりの食数

250食

100食

特定給食施設
(健康増進法施行細則)

給食施設
(沖縄県給食施設届出要綱)

その他給食施設
(提出は任意)

50食

100食

1回あたりの食数

給食施設向け

確認しよう！

新しい手引き ができました



健康増進法施行細則・給食施設届出要綱に基づく届出・報告について

沖縄県では令和3年7月に「給食施設等が行う届出・報告書作成の手引き」を作成しました。給食施設が行う届出や報告書の内容、記入方法等を記載しています。

※ 施設の所在地が那覇市の場合は、那覇市保健所管轄となり規則が異なります。

※ 食品衛生法関連に基づく届出等とは異なりますのでご注意ください。

新しい手引き、各届出・報告書の様式は中部保健所のホームページをチェック！



- ✓ 給食施設等が行う届出・報告書作成の手引き、Q&A
- ✓ 開始(再開)届、変更届、休止(廃止)届、栄養定期報告書の様式

こちらから



中部保健所ホームページ

給食施設



ページ番号1006119 更新日 2024年1月11日

印刷

大きな文字で印刷

- 給食施設については、「健康増進法」等に基づき、給食の開始、届出事項の変更、休止及び廃止等に当たり届出が必要です。
- 届出をした給食施設の設置者(又は設置者)は、栄養定期報告書を年1回提出しなければなりません。

<お知らせ>新しい手引きができました！！

📎 [\(普及啓発用チラシ\)新しい手引きができました \(PDF 819.3KB\)](#) □
(令和4年5月作成)

届出及び栄養定期報告書の記入方法については、下記の手引きをご参照ください。

📎 [給食施設等が行う届出・報告書作成の手引き \(PDF 2.4MB\)](#) □
(令和4年5月更新)



📎 [給食施設等が行う届出・報告書 Q&A \(PDF 854.9KB\)](#) □
(令和4年5月作成)

給食施設等が行う届出・報告書 作成の手引き



沖縄県

保健所に提出する報告書の種類

◆届出の提出（設置者）

（健康増進法施行細則 第4条／給食施設届出要綱 第3条）

- ・開始（再開）届
- ・変更届
- ・休止届 ／ 廃止届

提出時期：届出事項に変更が生じた日から1ヶ月以内

◆栄養定期報告書の提出（管理者）

（健康増進法施行細則 第5条／給食施設届出要綱 第4条）



提出期日：毎年7月末（保健所必着）

変更届について

変更事項 (該当する項目に変更前、変更後の事項を記載)

項 目	変 更 前	変 更 後
1 給食施設の名称		
2 給食施設の住所	〇〇市□□△-×-△	〇〇市△△××
3 給食施設の電話番号		
4 設置者の氏名及び住所		
5 給食運営方式		
委託の場合は委託先の 名称を記入	(委託先の名称)	(委託先の名称)
6 給食施設の種類		
7 定員及び予定給食数	60 / 65	120 / 130
8 管理栄養士の員数		
9 栄養士の員数		

⑤該当がある
項目のみ記入

⑥定員数と予定給食数の両方を記入
例) 定員数/予定給食数

⑦敷地内での建替があった際に
チェックを付け、新平面図を添付

※ 敷地内での建替に伴う給食施設変更はチェックを入れる → ☐

備考 給食施設の平面図に変更のあるときは、新平面図を添付すること。

(日本工業規格JIS A 4111)

栄養定期報告書について

2. 給食対象定員及び平均食数について

保育所（園）用

2 給食対象定員及び平均食数					
	① 定員（人）	② 平均食数（6月中の平均）			
		朝食	昼食	夕食	合計
児童					
合計					

- ①定 員・・・**認可定員数**を記入(利用定員や現員ではない)
分園の給食も提供している場合は、
本園＋分園の合計定員を記入し、
備考欄に内訳を記載する
- ②平均食数・・・6月の延べ食数÷6月の給食提供日数

3. 給食従事者数(人)について

3 給食従事者数 (人)		有資格者				
		管理栄養士	栄養士	調理師	調理員	その他
直営	常勤					
	非常勤					
委託	常勤					
	非常勤					
計						

常勤とは・・・施設における正規職員及び

正規職員と同等の時間勤務する職員

非常勤とは・・・常勤以外の職員

※複数の資格を有する場合は、主な業務の資格欄に計上する

※献立作成や栄養計算を外部栄養士に依頼している場合は、委託に計上する

Q20 <学校、保育所（園）> 項目「8 食中毒発生時の対応」の食事確保体制の有無は、何について記入すればよいですか？

厨房が使えなくなった際の食事提供方法が決まっているかどうかを記入してください。

「有」の場合の記入例：弁当持参、同法人の〇〇保育園から搬入、総菜を購入、
備蓄を活用 等

※食中毒や災害時などの非常時における食事確保体制についてマニュアル等を作成し、平時から備えてください。

災害時の食事確保体制について

- 保育園の災害対策について、基本的に園児の安全確保と保護者への迅速な連絡と引き渡しになります。
- 保護者への引き渡しが難しく、保育園での預かりとなる場合、保育園の災害マニュアル等どこまで対応するのかを普段から話し合う必要があります。

まずは、施設の災害時のマニュアルを確認しましょう！！

非常食の備蓄について(例)

- 何日分の非常食を準備するのかを検討する。(職員の分も考慮する)
- アレルギー対応の非常食も考慮する。(入所者の状況を確認)
- 賞味期限を定期的に確認し、給食に活用する等入れ替える。
(その際、災害対応について子どもたちと訓練することが望ましい)
- 備蓄食品の保管場所は分散させ、取り出しやすいようにする。
- 災害時の支援体制を確認しておく。(委託契約や支援協定等)
- 衛生管理について、災害時の注意点をまとめておきマニュアルにも記載しておく。
- 災害時でも栄養バランスを考慮した備蓄食や献立を作成する。

＊届出・栄養定期報告書を 忘れずに提出しましょう＊

- ◆届出や報告書の提出以外にも、健康増進法に関する質問・相談がありましたらお気軽にお問い合わせください。
- ◆給食施設の届出・報告書の様式や記入要領については、沖縄県ホームページ（下記URL、QRコード参照）に掲載しています。

《URL》

<http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hoken-chubu/kyuusyokusisetunituite.html>

《QRコード》



利用者へのよりよい給食を提供するために、衛生や栄養面での安全・安心な給食づくりをよろしくお願いします♪

